

管理型産業廃棄物最終処分場観測井分析結果

令和 7 年度

最終処分場名 採取日年月日 採取場所			丸徳興業(株) 令和7年12月1日(月)				定量下限値	省令1における基準値	測定方法
No	測定項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4			
1	水素イオン濃度		8.0/19.1	7.1/18.9	7.2/19.1	8.2/19.3	0.1	-	JIS K 0102. 12. 1
2	生物化学的酸素要求量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	1	-	JIS K 0102. 21及び32.3
3	化学的酸素要求量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	2.2	1.8	1	-	JIS K 0102. 17
4	塩化物イオン	mg/L	14	9.7	14	50	0.4	-	JIS K 0101. 32.5
5	電気伝導率	mS/m	32	39	62	99	1	-	JIS K 0101. 12
6	カドミウム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0003	0.003	JIS K 0102. 55.4
7	全シアン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	検出されないこと。	昭和46年環境省告示第59号付表1
8	鉛	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.01	JIS K 0102. 54.4
9	六価クロム	mg/L	0.003	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.05	JIS K 0102. 65.2.1
10	砒素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.01	JIS K 0102. 61.4
11	総水銀	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表2
12	アルキル水銀	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3
13	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4
14	ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02	JIS K 0125. 5
15	四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002	0.002	JIS K 0125. 5
16	クロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002	0.002	平成9年環境庁告示第10号付表
17	1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0004	0.004	JIS K 0125. 5
18	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.1	JIS K 0125. 5
19	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04	JIS K 0125. 5
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	1	JIS K 0125. 5
21	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0006	0.006	JIS K 0125. 5
22	トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.01	JIS K 0125. 5
23	テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0032	定量下限値未満	0.0005	0.01	JIS K 0125. 5
24	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002	0.002	JIS K 0125. 5
25	チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0006	0.006	昭和46年環境庁告示第59号付表5
26	シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0003	0.003	昭和46年環境庁告示第59号付表6
27	チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02	昭和46年環境庁告示第59号付表6
28	ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.01	JIS K 0125. 5
29	セレン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.01	JIS K 0102. 67.4
30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	6.4	1.5	1.4	1.4	0.06	-	JIS K 0102. 43.2.3及び43.1.1
31	ふっ素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.08	-	JIS K 0102. 34.4 JIS K 0170-6-6.3.3
32	ほう素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	-	JIS K 0102. 47. 4
33	1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.005	0.05	昭和46年環境庁告示第59号付表8

省令1:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令